

## 10月からの幼児教育無償化について

こども育成課 ☎(32)6378

10月から、3～5歳の幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもの利用料が無償化されます  
また、0～2歳の住民税非課税世帯の子どもも対象になります

### ■認可教育・保育施設における無償化について

- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です  
※幼稚園については、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化します
- 教材費、通園送迎費、給食費、行事費などはこれまで通り保護者の負担になります
- 認可保育施設では、住民税非課税世帯の0～2歳の子どもは既に無償化しています。また、今回の無償化に伴う保育料徴収金額表の変更はありません

### ■就学前の障害児の発達支援施設における無償化について

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもについても、3～5歳の利用料が無償化されます

### ■認可外保育施設などにおける無償化について

- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします
- 無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります
- 3～5歳の子どもは月額3万7千円まで、0～2歳の子ども（住民税非課税世帯）は月額4万2千円までの利用料が無償化されます
- 認可保育所・認定こども園・幼稚園などと併用している方は、認可外保育施設などの利用は無償化の対象となりません



認可外保育施設などの無償化の対象となる方は、市に対して事前に認定のための申請をしていただく必要があります。  
こども育成課（市役所1階18番窓口）、子育て支援センターで配布の書類を、無償化に伴う利用開始前までに提出してください  
※既に在園中の施設からご案内がある場合は、市への直接の提出は不要です

## 後期高齢者医療制度のお知らせ ～医療費通知～

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011(290)5601  
市高齢者医療課 ☎(32)6414

広域連合では医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を年2回、医療機関などを受診した全ての方へ送付しています

### ■医療費通知とは

- 半年ごとに、医療機関などで診療を受けた際にかかった医療費の額を取りまとめ、毎年9月下旬と3月初旬にはがきで通知します
- 受診年月、診療を受けた医療機関名、診療区分、日数、医療費の総額（10割の金額で表示）、自己負担額が一覧で記載されています

発送日	診療月
令和元年9月下旬	平成31年1月～令和元年6月
令和2年3月初旬	令和元年7月～12月

※診療を受けた記録がない場合は発行されません

### ■医療費控除の申告について

- 医療費通知は、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください

### ■注意事項

- 医療費通知は、受診状況についてお知らせするものであり、請求書ではありません。また、手続きなどは不要です
- 請求遅れや請求内容を審査中のものなど、一部の受診記録が記載されていない場合があります
- 自己負担額は、市町村などから医療費助成を受けているなど、記載されている金額と実際に窓口で支払った金額が異なる場合があります

## 話すことが第一歩「あなたのお悩み聞かせてください!!」 自立相談支援事業 ～生活困窮者の相談窓口～

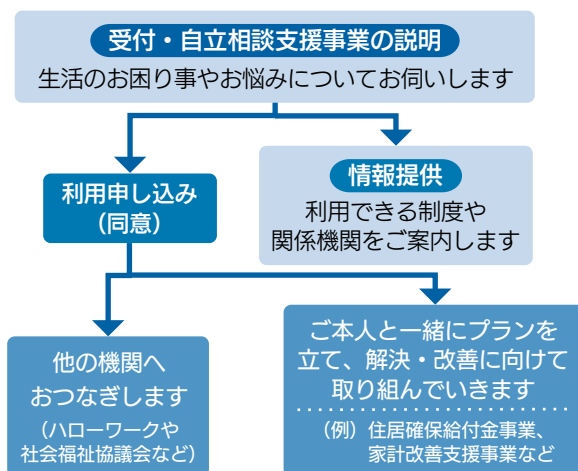
総合福祉課 ☎(32)6189

「暮らし」や「仕事」のことなどでお悩みの方、まずはお話しませんか。相談員と一緒に考えながら、できることから始めましょう!

相談  
内容

- ・仕事を辞めたので収入がない
- ・仕事をしたいがブランクがあり不安
- ・ひきこもっている など

### ■相談の流れ



### ■無料相談

総合福祉課（市役所1階）

☎(32)6189 ✉sogofukusi@city.tomakomai.hokkaido.jp

（状況に応じて訪問支援も行っています）

※自立相談支援事業は、生活保護受給世帯の方は対象外となります